

## 会議の公開について（案）

1. 中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会は、中小企業政策審議会運営規程第 4 条に基づき、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事録（逐語録）については、原則として会議終了後 2 週間以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。